平成29年4月1日

『自治医科大学図書館』視聴覚機器の貸与上の取り扱いについて

メディアスタジオにおける視聴覚関連機器の貸与について平成29年4月1日より以下のとおり取り扱うものとする。

1 貸与目的は授業、研究、学業、業務に使用する場合とする。

2 借用できる者は(1) 教職員、(2) 医学部学生、看護学部学生、(3) 医学研究科学生、看護研究科学生、(4)　研究生、(5) その他図書館長が認めた者とする。

3 使用場所は原則的に「大学構内」及び「さいたま医療センター内」並びに図書館長が認めた場所とする。

4　貸与機器は「機器貸借申請書」の記載のとおりとする。

5 貸与期間は1週間とし、期間までに返却のない場合は、担当者は借用者に速やかに連絡するものとする。

6 貸借手続き

(1) 機器貸借申請書に必要事項を記入し、平日の9:00から17:00の間にメディアスタジオに提出するものとする。

(2) 機器貸借申請書は原則的に借用希望日の1ケ月前から受け付けるものとする。

(3) 機器の貸与は図書館2階メディアスタジオで行うものとする。

(4) 機器の返却は平日の9:00から17:00の間にメディアスタジオに返却するものとする。

(5) メディアスタジオの担当者は、図書館管理課担当者に定期的に報告するものとする。

7 その他

借用者が機器を破損並びに紛失した場合は、実費弁償させるものとする。